

平成 21 年度

枚方市学校規模等適正化実施プラン

平成 21 年 6 月

枚方市教育委員会

目 次

1.	学校規模等適正化実施の基本的な考え方	・・・	1
2.	平成 20 年度 of 取組	・・・	2
3.	平成 21 年度 of 課題	・・・	2
4.	平成 21 年度 to 取り組む学校	・・・	4
	(1) 蹉跎中学校	・・・	4
	(2) 香陽小学校	・・・	6
	(3) 藤阪小学校	・・・	8
	(4) 西長尾小学校	・・・	10
資料 1	小規模校、大規模校、過密校の一覧表 (平成 20 年度実施プラン後)	・・・	12
資料 2	小中学校 of 接続関係 (平成 20 年度実施プラン後)	・・・	13
資料 3	枚方市立小中学校通学区域図 (平成 20 年度実施プラン後)	・・・	14

1. 学校規模等適正化実施の基本的な考え方

○ 枚方市教育委員会は、「枚方市学校規模等適正化審議会（以下「審議会」という。）」の答申を踏まえ、今後の市立小中学校の学校規模と通学区域の適正化にあたっての基本的な考え方や方策として、「枚方市学校規模等適正化基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。また、この基本方針に基づき、現行の学級編制基準や通学区域制度を前提に、学校基本調査における児童生徒数の将来推計や住宅開発の動向などを精査し、適正化の具体的な方策や実施時期などを定めた「枚方市学校規模等適正化実施プラン（以下「実施プラン」という。）」を策定し、適正化を実施する。

○ 実施プランは、審議会の答申や基本方針に基づく適正化に関する課題全体の中から、毎年5月1日の学校基本調査による児童生徒数や市内在住の幼児数による将来推計、学校の施設規模、また、住宅開発の動向を踏まえ、早期に適正化を実施する学校と中長期に適正化を検討する学校とを選択し、早期に適正化を実施する学校について、その実施方策及び実施時期を示す計画であり、教育委員会で検証し原則毎年度策定するものである。

なお、早期に適正化を実施する学校以外については、今後の学校基本調査における児童生徒数の推移や学校の施設規模、また、住宅開発の動向などを見極め、次年度以降の実施プラン策定の中で検討する。

<参考> 本市教育委員会は、基本方針で、適正化にあたっての基準となる学校規模や通学区域の考え方を次のとおり定めている。

(1) 学校規模

市立小中学校の適正な学校規模を18学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を12学級以上24学級以下とする。

(注)・学級数は、支援学級（平成19年度まで養護学級と呼称）を除く。

- ・小規模校…学級数が11以下の学校
- ・大規模校…学級数が25以上の学校
- ・過密校…普通教室が、学級と支援学級に全て使用されているか、または今後不足すると予測される学校

(2) 通学区域

小学校単位で中学校の通学区域を構成する（「一小一中」）。また、不自然な通学の様態については、解消を図る。

(注)「一小一中」は、小学校単位で中学校の通学区域を構成すること、即ち同じ小学校に通う児童と一緒に1つの中学校に進学できる通学区域を指す。

2. 平成 20 年度の取組

- 平成 19 年 5 月 1 日現在の学校基本調査による児童生徒数や将来推計などを基に、早期に適正化を実施する学校について、平成 20 年 6 月に「平成 20 年度枚方市学校規模等適正化実施プラン」を策定した。

実施プランでは、過密校の解消を図る学校として、牧野小、伊加賀小、西長尾小の 3 校を挙げ、それぞれ校舎の増築または改修を行った。

また、「一小一中」の接続関係の改善に取り組む学校として、香里小、五常小、平野小の 3 校について、一小一中の接続関係に改善した。

3. 平成 21 年度の課題

- 平成 20 年 5 月 1 日現在の学校基本調査による児童生徒数や将来推計では、平成 26 年度までの 6 年間に於いて小規模校は 10 校、大規模校は 7 校、過密校は 3 校になると予測している。また、「一小一中」ではない小学校は、平成 20 年度に 3 校を改善した結果、10 校となっている（資料 1・2・3 を参照）。

- これらの学校のうち、過密校は児童生徒の受け入れや少人数指導等のための教室の確保が難しく、適正規模校に比べ教育環境面で不均衡を生じることから、児童生徒数のピークや教室数など施設規模を見極め、解消を図ることを重要課題として取り組むものである。

- 小規模校、大規模校については、ともに計画的に取り組むものであるが、児童生徒数の推移や隣接校の施設規模、また、住宅開発の動向などを精査し、適正化を実施する緊急性の高い学校については早期に、学校統合を含め地域を一体として検討する必要がある場合には、中長期の課題として取り組むものとする。

ただし、大規模校のうち、普通教室数に余裕があり、かつ、特別教室及び多目的な教室が確保でき、児童生徒 1 人あたりの校舎面積・運動場面積などの施設規模が十分である場合は適正化を留保する。また、小規模校についても、将来的に適正規模に移行する場合は適正化を留保する。

- 現在の教育課題である学習指導の充実を図り、地域の教育力を高め、より緊密な小中連携が求められていることから、「一小一中」の接続関係を基本として取り組むものである。

「一小一中」の接続関係への改善は、本来、優先度をつけずに実施する必要があるが、通学区域の変更により受け入れ校の学校規模に影響を与えることから、小規模校・大規模校・過密校の適正化と同様に、児童生徒数を踏まえ、住宅開発等の動向を注視する必要がある。

このため、「一小一中」への改善についても、早期に実施する学校と中長期に実施する学校とを見極め、適正化に取り組むことが課題となる。

- 以上の課題について、児童生徒数の将来推移や学校の施設規模、また、住宅開発の動向などを検討した結果、平成 21 年度に適正化に取り組む学校を次項のとおりとした。

当該校については、平成 21 年度実施プランに基づき、学校・保護者・校区コミュニティ協議会など地域に対して情報提供と説明責任を果たしながら、子どもたちの心身の健全な成長と発達を第一義に、教育環境の更なる整備・向上を目的に、学校規模等の適正化に取り組むものである。

4. 平成 21 年度に取り組む学校

(1) 蹉跎中学校

実施方策

過密校の解消を図るため、普通教室4教室を増築する。

蹉跎中学校は、保有する普通教室が 30 教室であるが、学級数・生徒数の将来推移では、平成 23 年度に学級数 27 学級の大規模校に、また平成 24 年度には 28 学級、平成 25・26 年度に 29 学級と増加し、支援学級を併せると過密校になると予測され、就学する生徒の受け入れや少人数指導等に使用する多目的な教室の確保が困難になる。

このため、隣接する第二中学校や枚方中学校への通学区域の変更を検討したが、現段階では隣接校の大規模化や施設規模の状況などから通学区域の変更は困難である。

したがって、不足する教室を補い、多目的な教室を確保するため、普通教室 4 教室を増築する。

増築は、当該校区が、市内でも特に住宅開発が集中する地域であり、今後住宅開発が更に進むと予測されることなどから過密化が平成 23 年度に早まる可能性があり、平成 23 年度当初からの使用開始を目指し実施する。

<学級数・生徒数の将来推移>

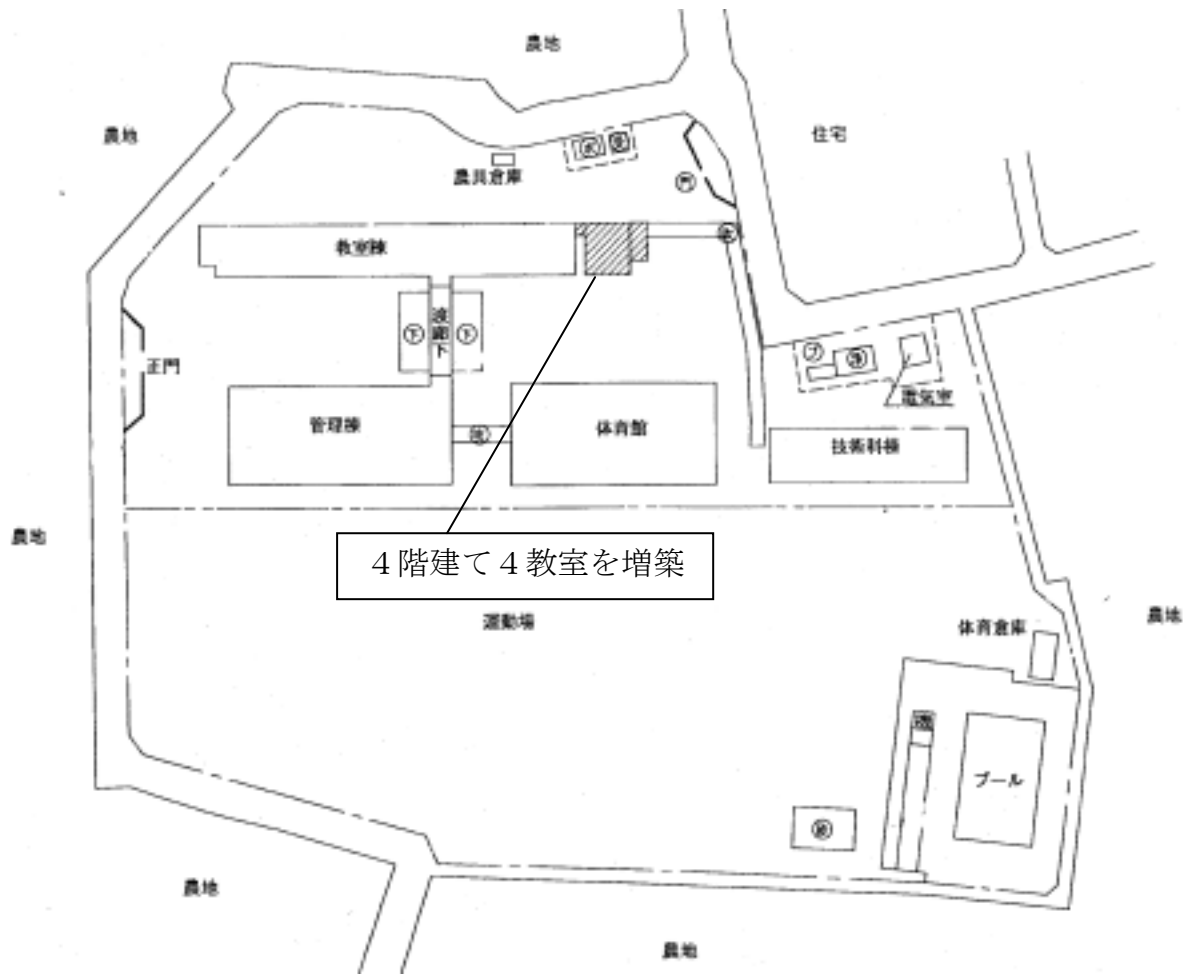
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	支援学級
蹉跎中 (30 教室)	学級数	22	23	24	27	28	29	29	28	27	25	25	24	24	1
	生徒数	840	880	937	1037	1073	1099	1124	1080	1035	959	931	894	887	

※平成 21 年度以降は、平成 20 年 5 月 1 日現在の枚方市幼児・児童生徒数を基にした推計値である。表中の（ ）内は、普通教室数を表す。

教室の使用開始時期 **平成 23 年 4 月 1 日**

平成 21 年度に実施設計を行い、平成 22 年度に増築工事を完了する。

校舎増築予定箇所



(2) 香陽小学校

実施方策

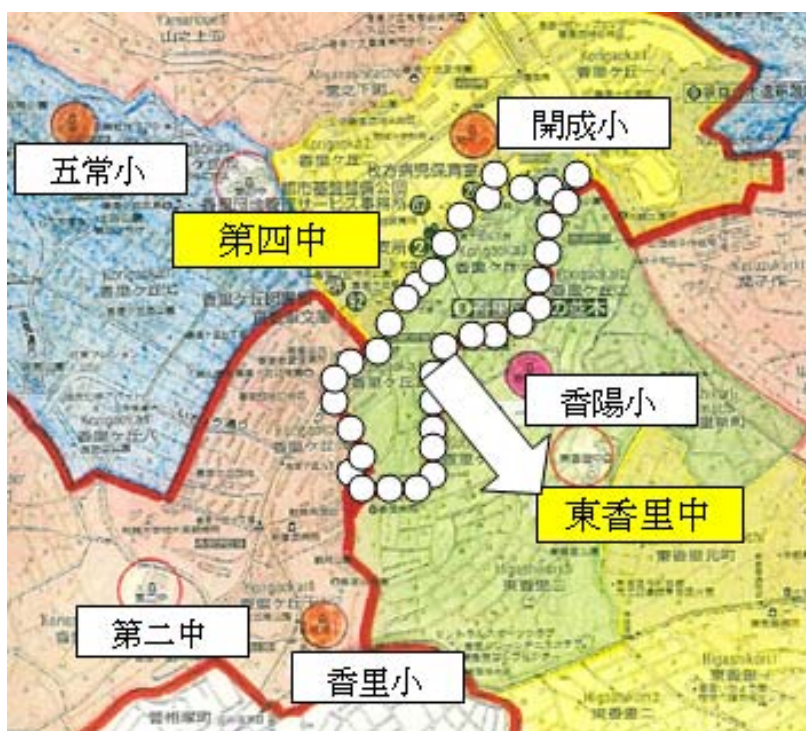
「一小一中」の接続関係に改善するため、香陽小学校の通学区域のうち、第四中学校の通学区域を、全て東香里中学校の通学区域に変更する。

香陽小学校では、児童の約7割が東香里中学校の通学区域、残り約3割が第四中学校の通学区域に在住している。

香陽小学校から東香里中学校へ進学する児童の割合が高いことから、小中連携など学習指導の充実や地域連携を更に推進するために、第四中学校の通学区域である香里ヶ丘3丁目（2番地から9番地）及び、香里ヶ丘4丁目（1番地、2番地、17番地、18番地以外）を東香里中学校の通学区域に変更する。

なお、この変更区域から東香里中学校までの通学距離は最長で約1,200mとなり、法令に定める基準の範囲内である。

<変更区域>

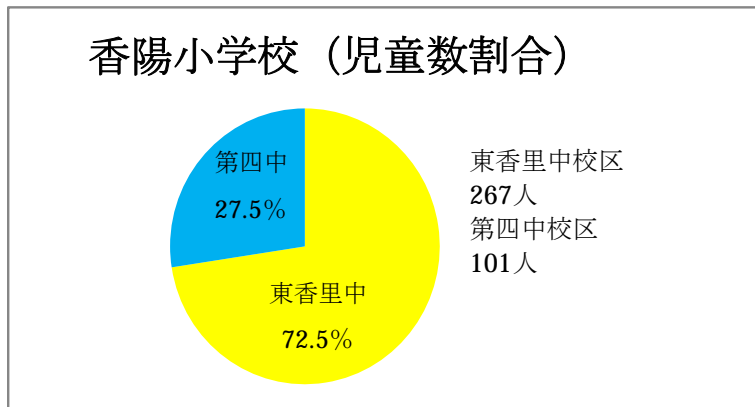


実施時期 平成 22 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月入学者から通学区域を変更する。

児童数

<中学校区別の児童数割合>



<学級数・児童生徒数の将来推計>

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	支援学級
香陽小 (21 教室)	学級数	13	12	12	12	12	12	12	1
	児童数	368	376	375	373	368	350	348	
東香里中 (25 教室)	学級数	18	19	20	21	21	20	18	2
	生徒数	650	687	738	793	789	761	691	
変更後	学級数	—	—	20	22	22	22	20	2
	生徒数	—	—	748	819	826	816	753	
第四中 (35 教室)	学級数	23	23	22	21	21	23	25	1
	生徒数	837	839	805	790	787	860	919	
変更後	学級数	—	—	22	20	20	22	23	1
	生徒数	—	—	795	758	744	805	857	

変更後の欄の平成 22 年度は中学 1 年生のみ変更、平成 23 年度は中学 1・2 年生のみ変更、平成 24 年度は全学年を変更した推計値である。

第四中については、平成 20 年度実施プランを含んだ将来推計である。

<通学距離>

変更前	第四中学校までの最長通学距離	1 0 0 0 m
変更後	東香里中学校までの最長通学距離	1 2 0 0 m

※最長通学距離とは、通学区域変更地域における各学校までの通学距離の最長のものである。

(3) 藤阪小学校

実施方策

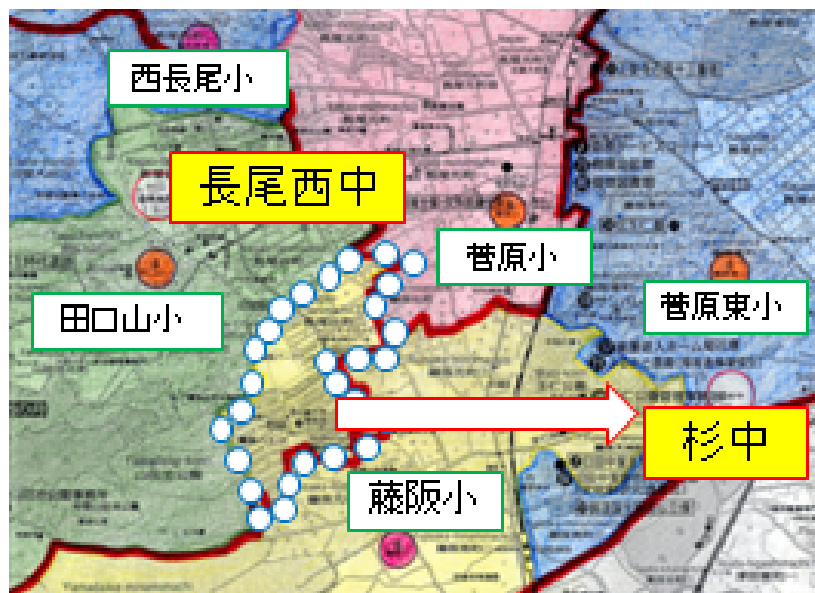
「一小一中」の接続関係に改善するため、藤阪小学校の通学区域のうち、長尾西中学校の通学区域を、全て杉中学校の通学区域に変更する。

藤阪小学校では、現在、児童の約4割が杉中学校の通学区域、残り約6割が長尾西中学校の通学区域に在住しているが、将来的にはほぼ同じ割合になると予測している。「一小一中」への改善は、藤阪小学校通学区域をどちらか一方の中学校通学区域になることを意味するが、長尾西中学校の通学区域にすると、同校の保有教室などの施設規模や現在の生徒数から受け入れが困難であり、変更することはできない。一方杉中学校は、施設規模に余裕があり、変更は可能である。

したがって、小中連携など学習指導の充実や地域連携を更に推進するために、長尾西中学校の通学区域である長尾谷町3丁目（1番以外）及び藤阪西町を杉中学校の通学区域に変更する。

なお、この変更区域から杉中学校までの通学距離は最長で約2,000mとなり、法令に定める基準の範囲内である。

<変更区域>

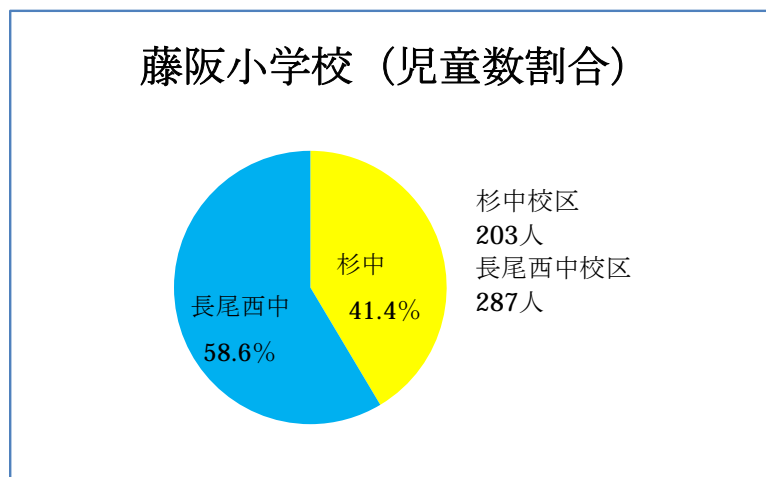


実施時期 平成 22 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月入学者から通学区域を変更する。

児童数

<中学校区別の児童数割合>



<学級数・児童生徒数の将来推計>

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	支援学級
藤阪小 (24 教室)	学級数	15	16	15	14	14	13	12	2
	児童数	490	496	472	452	445	430	400	
杉中 (37 教室)	学級数	21	19	19	18	19	18	18	1
	生徒数	766	698	700	661	691	669	663	
変更後	学級数	—	—	20	20	22	21	21	1
	生徒数	—	—	754	761	834	807	802	
長尾西中 (28 教室)	学級数	20	22	23	24	24	24	24	3
	生徒数	769	807	836	860	868	869	861	
変更後	学級数	—	—	21	21	20	20	19	3
	生徒数	—	—	782	760	725	731	722	

変更後の欄の平成 22 年度は中学 1 年生のみ変更、平成 23 年度は中学 1・2 年生のみ変更、平成 24 年度は全学年を変更した推計値である。

<通学距離>

変更前	長尾西中学校までの最長通学距離	1 5 0 0 m
変更後	杉中学校までの最長通学距離	2 0 0 0 m

※最長通学距離とは、通学区域変更地域における各学校までの通学距離の最長のものである。

(4) 西長尾小学校

実施方策

「一小一中」の接続関係に改善するため、西長尾小学校の通学区域のうち、長尾中学校の通学区域を、全て長尾西中学校の通学区域に変更する。

西長尾小学校では、児童の約6割が長尾西中学校の通学区域、残り約4割が長尾中学校の通学区域に在住している。

西長尾小学校から長尾西中学校へ進学する児童の割合が高いことから、小中連携など学習指導の充実や地域連携を更に推進するために、西長尾小学校の通学区域のうち、長尾中学校の通学区域である長尾元町3丁目（50番）、長尾元町7丁目（71番以上）、長尾西町2丁目、長尾西町3丁目、長尾北町1丁目（1156番地、1157番地、1201番地、1203番地、1204番地、1205番地、1793番地、1795番地、1796番地、1798番地）、長尾北町2丁目（1709番地、1714番地、1716番地、1721番地、1723番地、1724番地、1725番地、1774番地、1775番地）を長尾西中学校の通学区域に変更する。

なお、西長尾小学校の変更区域から長尾西中学校までの通学距離は最長で約1,500mとなり、法令に定める基準の範囲内である。

また、この方策を単独で実施することは、受け入れ校である長尾西中学校の施設規模から不可能であり、藤阪小学校の実施方策と合わせて行う。

<変更区域>

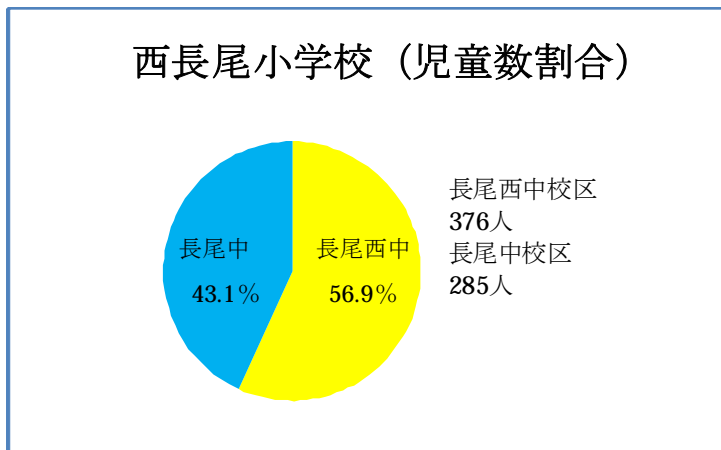


実施時期 平成 22 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月入学者から通学区域を変更する。

児童数

< 中学校区別の児童数割合 >



< 学級数・児童生徒数の将来推計 >

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	支援学級
西長尾小 (24 教室)	学級数	19	20	20	19	18	17	17	3
	児童数	661	675	659	627	596	571	543	
長尾西中 (28 教室)	学級数	20	22	23	24	24	24	24	3
	生徒数	769	807	836	860	868	869	861	
変更後	学級数	—	—	22	23	23	23	22	3
	生徒数	—	—	830	845	860	851	841	
長尾中 (30 教室)	学級数	21	22	23	23	23	22	22	3
	生徒数	834	841	844	833	841	813	825	
変更後	学級数	—	—	21	20	19	19	20	3
	生徒数	—	—	796	748	706	693	706	

長尾西中の変更後欄は、藤阪小及び西長尾小の両実施プラン後の数値である。

変更後の欄の平成 22 年度は中学 1 年生のみ変更、平成 23 年度は中学 1・2 年生のみ変更、平成 24 年度は全学年を変更した推計値である。

< 通学距離 >

変更前	長尾中学校までの最長通学距離	1 2 0 0 m
変更後	長尾西中学校までの最長通学距離	1 5 0 0 m

※最長通学距離とは、通学区域変更地域における各学校までの通学距離の最長のものである。

資料1

小規模校、大規模校、過密校の一覧表(平成20年度実施プラン後)

平成20年5月1日現在の幼児数・児童生徒数を基にした推計による(校名の数字は、学級数)。
過密校の▲は、不足する普通教室数。適正な学校規模の範囲は、12~24学級。

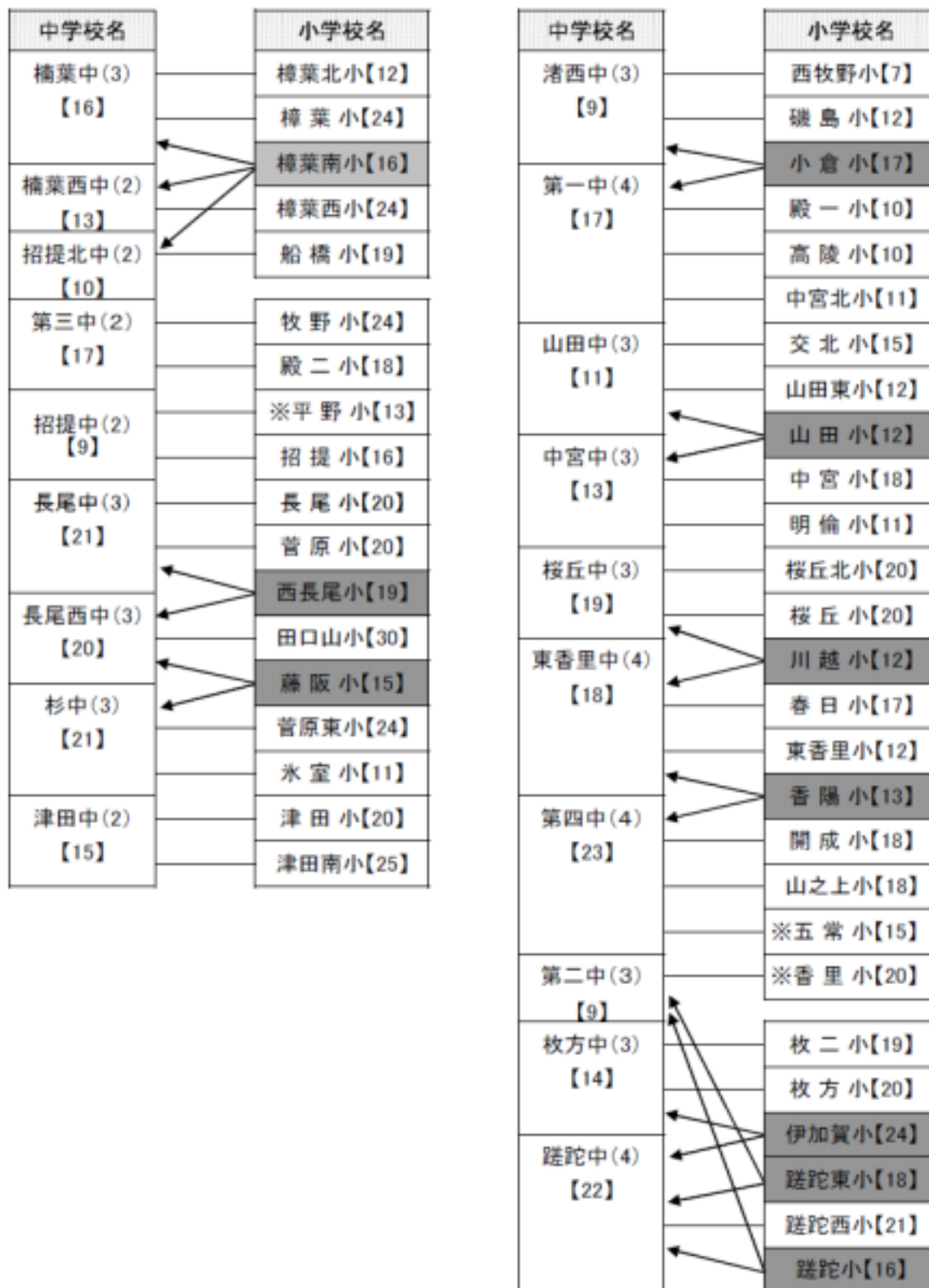
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小規模校	明倫小11	明倫小11			明倫小11	明倫小11	明倫小10
	殿一小10	殿一小9	殿一小9	殿一小8	殿一小8	殿一小8	殿一小7
	西牧野小7	西牧野小6	西牧野小6	西牧野小6	西牧野小7	西牧野小7	西牧野小6
	中宮北小11	中宮北小11					
	氷室小11						
	高陵小10	高陵小10	高陵小10	高陵小9	高陵小7	高陵小6	高陵小7
				山田小11	山田小11	山田小11	山田小11
				樟葉北小11	樟葉北小10	樟葉北小9	樟葉北小8
	山田中11	山田中11					
	渚西中9	渚西中9	渚西中10	渚西中11		渚西中11	渚西中10
招提北中10	招提北中10	招提北中11			招提北中11	招提北中10	
第二中9	第二中10	第二中、招提中については、平成20年度中学校通学区域の変更に伴い、平成22年度以降、両校とも適正規模の範囲内で推移する。					
招提中9	招提中11						
大規模校	田口山小30	田口山小30	田口山小29	田口山小28	田口山小27	田口山小26	
	津田南小25	津田南小25	津田南小26	津田南小26	津田南小27	津田南小26	津田南小27
		樟葉小25					
		菅原東小25	菅原東小26	菅原東小26	菅原東小25		
		伊加賀小25	伊加賀小25	伊加賀小26	伊加賀小25		
						第四中25	
			* 蹉跎中27	蹉跎中28	蹉跎中29	蹉跎中29	
過密校			明倫小±0	明倫小±0			
	牧野小±0	牧野小±0		伊加賀小±0	牧野小・伊加賀小・西長尾小については、平成20年度適正化実施に伴い、全て解消される。		
	西長尾小±0	西長尾小▲1	西長尾小▲1	西長尾小±0			
				枚方中±0			
					* 蹉跎中±0	蹉跎中±0	

※ 過密校とは、普通教室が学級と支援学級(平成19年度まで養護学級と呼称)に全て使用されているか、今後不足すると予測される学校。

*…蹉跎中学校は、大規模校と過密校に該当。

○小中学校の接続関係(平成20年度実施プラン後)

- ・中学校名の()は、構成する小学校数。
- ・【 】内は、平成20年度の学級数。
- ・※の3校は、平成20年度に一小一中に改善した小学校。



枚方市立小中学校通学区区域図（平成 20 年度実施プラン後）

..... 小学校通学区区域界
 —— 中学校通学区区域界

※ ★印の地域も樟葉南小学校通学区である。
 ※ 小学校名は、複数の中学校に分かれる小学校を表す。

